

合同会社 NRE-46 インベストメント  
(仮称) 真庭太陽光発電事業  
環境影響評価方法書に係る  
審 査 書  
(案)

# 目 次

1. はじめに
2. 特定対象事業特性の把握
  - 2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項
  - 2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化することとなるもの
3. 特定対象地域特性の把握
  - 3.1 自然的状況
    - 3.1.1 大気環境の状況
    - 3.1.2 水環境の状況
    - 3.1.3 土壌及び地盤の状況
    - 3.1.4 地形及び地質の状況
    - 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
    - 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
    - 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況
  - 3.2 社会的状況
    - 3.2.1 人口及び産業の状況
    - 3.2.2 土地利用の状況
    - 3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況
    - 3.2.4 交通の状況
    - 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
    - 3.2.6 下水道の整備状況
    - 3.2.7 廃棄物の状況
4. 環境影響評価項目
5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について
6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

## 1. はじめに

岡山県では、「新岡山県環境基本計画 第2次改訂版（エコビジョン2020）」を平成29年に策定し、主要施策の一つである「地球温暖化対策」において「太陽光発電の導入促進」があげられており、晴れの国の特長を生かし、大規模太陽光発電設備の設置等を通じて太陽光発電量の増大を図っている。また、同年には「おかやま新エネルギービジョン（改定版）」の重点分野に太陽光発電が位置付けられ、家庭や地域への太陽光発電の導入拡大を図っている。こうした状況を踏まえて「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」（令和元年7月、岡山県）が制定され、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することとしている。

また、本事業の実施予定地である真庭市では、「真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」（平成27年1月、真庭市）を制定し、特色ある景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために必要な事項を定め、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することとしている。

本事業は、上記の社会情勢に鑑み、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電事業を行うとともに、「晴れの国」といわれる岡山県の特徴を生かした太陽光発電により、微力ながら安全安心に配慮した電力の供給に寄与すること、また、地域に対する社会貢献を通じた地元の振興に資することを目的とする。

本審査書は、合同会社 NRE-46 インベストメント（以下「事業者」という。）から、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、令和3年1月29日付けで届出のあった「（仮称）真庭太陽光発電事業環境影響評価方法書」で述べられている、事業者が選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法の妥当性についての審査結果を取りまとめたものである。

審査に当たっては、「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」（平成26年1月24日付け、20140117商局第1号）及び「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」（令和2年3月31日付け、2020324保局第2号）に照らして行い、審査の過程では、経済産業省技術統括・保安審議官が委嘱した環境審査顧問の意見を聴くとともに、事業者から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて行った。また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき提出された環境影響評価法第10条第1項に基づく岡山県知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の6第2項の規定により届出のあった環境影響評価法第8条第1項に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して審査を行った。

## 2. 特定対象事業特性の把握

### 2.1 設置の場所、原動力の種類、出力等の設置の計画に関する事項

#### 2.1.1 対象事業実施区域及び名称

所在地：岡山県真庭市福谷、神代、荒田周辺

名称：（仮称）真庭太陽光発電事業

#### 2.1.2 原動力の種類

太陽電池

#### 2.1.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

68,640kW（交流）、71,700kW（直流）

### 2.2 特定対象事業の内容に関する事項であって、その設置により環境影響が変化するもの

#### (1) 土地利用計画

##### 土地利用計画の概要（面積）

A区		A区 (ha)	B区 (ha)
太陽電池等設置計画範囲		約 122.9ha	約 16.7ha
	太陽電池	約 52.0ha	約 1.5ha
	調整池	約 3.0ha	約 1.8ha
	変電所 <sup>注</sup> 、造成法面、 管理道路 他	約 67.9ha	約 13.4ha
	造成森林	約 0.03ha	—
非改変区域	残置森林等	約 37.3ha	約 8.7ha
合計		約 160.2ha	約 25.4ha

注）変電所内には、主変圧器を設置する。

#### (2) 発電設備の概要

##### 設置を予定する太陽電池の概要

項目	内容
太陽電池	種類：単結晶シリコン太陽電池
	枚数：14.2万枚（1枚当たり、約2,187mm×1,102mm：505w）
	総発電出力：最大68,640kW（定格出力）

#### (3) 変電設備

太陽電池等設置計画範囲内に設置予定である。太陽電池で発電された直流の電気は、パワーコンディショナーで交流に変換され、昇圧変圧器、主変圧器を経て昇圧される。

## 変電施設等の計画

項 目	内 容
パワーコンディショナー	26 台(定格出力 2, 670kW/台)
昇圧変圧器(副変圧器)	13 台(5, 340kW/台)
送電設備(主変圧器)	1 台(70MVA)

※出力調整を行うことで最大 68, 640kW とする計画である。

### (4) 送電線及び系統連系地点

系統連系接続は、中国電力株式会社の接続地点（既設鉄塔）へ行う。対象事業実施区域から系統連系地点までは、中国電力株式会社の送電線により接続を行う。なお、対象事業実施区域内の送電線については、現在検討中である。

### (5) 交通に関する事項

太陽電池等の搬出入路及びその他の工事用資材等の搬出入路は、国道181号を經由し、市道神代福谷線を経て対象事業実施区域に至ることを計画している。

### (6) 工事に関する事項

#### ① 工事概要

#### 対象事業実施区域における主要な工事内容

工 事	工 事 内 容	
造成・基礎工事	機材搬入路及び管理道路整備	機材搬入路、管理用道路の設置等
	ヤード造成	切土、盛土による整地等
	基礎工事	パワーコンディショナー設置箇所及び変電施設箇所の基礎敷設
架台・据付工事	架台工事	杭工法による杭の打設、杭上に太陽電池設置架台の組立 ※地盤強度が不足の場合には、杭の打設箇所を地盤改良する。
	太陽電池発電設備据付工事	南面に向け傾斜をつけた架台に太陽電池を設置
電気工事	送電線工事	パワーコンディショナーから変電所までの交流結線 ※道路を交差する際は電柱又は埋設による敷設（今後の行政との協議による）
	所内配電線工事	太陽電池間、太陽電池から太陽電池列毎の電線を取りまとめる接続箱間、接続箱とパワーコンディショナー間を電流、電圧に相応しい直流電線により結線
	変電施設工事	特別高圧系統に接続する為の施設工事 ※主に電圧を変更する変圧器、緊急時に電気を止めるための遮断器、異常を検知する為の継電器、及び接続するための鉄構からなる。
	電気工事	太陽電池以外の付属の電気工事（電灯、監視カメラなど）

#### ② 工事工程

- ・ 建設工事期間：着工後15～18ヶ月（令和7年1月～令和8年3月頃を予定）
- ・ 試験運転期間：電気工事完了後1～2ヶ月（令和8年2月～令和8年3月頃を予定）
- ・ 営業運転開始：着工後15～18ヶ月目（令和8年3月末頃を予定）

### 工事工程の概要（予定）

工程	期間	のべ月数																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20						
建設	工事	■															■	■	■	■	■						
造成	・基礎工事	■																									
架台	・付工事									■	■	■	■	■	■	■	■	■									
電気	工事									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■								
フェンス	工事																										
試験	運転																										
営業	運転																									⇨	

(7) 排水に関する事項

① 雨水排水

太陽電池等設置計画範囲の改変区域の雨水排水は、場内排水施設を経由し、調整池へ導くものとする。

② 調整池の排水計画

事業実施に伴う排水対策としては、既設の調整池（P1～P5）を拡張して活用することを前提とし、太陽電池等設置計画範囲の改変区域の雨水排水は調整池（P1～P5）に集約され、調整池を経由することにより、周辺の河川や沢への濁水の流出防止を図る計画とする。

(8) 発電事業の運用及び維持管理体制

発電所の運用及び保守・メンテナンスに当たっては、事業者のグループ企業が実施する計画である。発電所近隣に現地管理事務所を設置（予定）し、目視による定期巡回（1週間に1回程度訪問予定）やサーマルカメラによる監視巡回を行う計画である。また、監視装置を用いて出力の常時監視による故障判定を行い、汚れによる出力低下が判断される場合には洗浄対応を行う。

また、パネル設置位置の地表面は、開発上の諸手続きに基づき、種子吹付等の緑化に努める。

(9) 環境保全措置の方針

① 大気汚染、騒音、振動対策

大気汚染、騒音、振動対策として、可能な限り以下の対策を行う。

- ・排ガス対策型建設機械の使用
- ・低騒音型・低振動型建設機械の使用
- ・建設機械を含む関係車両のアイドリングストップの実施
- ・適切な運行管理による工事用車両の集中化の回避
- ・変電所やパワーコンディショナーの配置にあたり、住宅からの距離を確保
- ・対象事業実施区域内の周囲に残置森林を配置 等

② 水質対策

水質対策として、可能な限り以下の対策を行う。

- ・仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出防止
- ・仮設沈砂池等の定期的な監視、浚渫や増設等の適切な管理 等

③ 動植物対策

文献調査により当該区域に重要な動植物の生息及び生育の可能性が確認された場合、方法書以降の調査、予測、評価に基づき、本事業による環境影響を可能な限り回避または低減するため、可能な限り以下の対策を行う。

- ・樹木の伐採面積の最小化
- ・残置森林の確保等による動植物の生息・生育環境の保全
- ・仮設沈砂池等の設置による場外への土砂や濁水の流出防止 等

④ 廃棄物対策

廃棄物対策として、可能な限り以下の対策を行う。なお、工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、適正に処理する計画である。また、太陽光発電設備の撤去に伴う廃棄物については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（平成30年、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室）を踏まえ、太陽電池モジュールのリユースや建設リサイクル法に基づくリサイクルを優先し、残余物については廃棄物処理法に基づき、適正に処理する計画である。

- ・廃棄物の分別及び再資源化等、関係法令に基づく適正処理
- ・伐採樹木の有効な活用方法の検討 等

⑤ 残土対策

工事に伴い発生する残土は、対象事業実施区域内で可能な限り再利用に努め、造成計画での切土量、盛土量のバランスの確保に努める計画である。仮に、残土処理が必要となった場合には、「岡山県土保全条例」（昭和48年3月27日岡山県条例第35号）等に鑑み、適正に処理する計画である。

### 3. 特定対象地域特性の把握

#### 3.1 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

###### (1) 気象の状況

対象事業実施区域に最も近い気象観測所は、東側約8kmに久世地域気象観測所がある。

久世地域気象観測所における2010年～2019年の地上気象観測結果では、年間平均気温は13.7℃、年間平均日照時間は137.5時間、年間平均降水量は128.2mm、年間平均風速は1.6m/s、年間最多風向は北北西となっている。

###### (2) 大気質の状況

###### ① 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周囲には自動車排出ガス測定局が1局あり、令和元年度において二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについて測定されている。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準に適合しているが、光化学オキシダントは環境基準に適合していない。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの5年間（平成27年度～令和元年度）の年平均値の経年変化は、いずれも横ばい傾向である。

また、大気中のダイオキシン類の測定は、真庭市役所で実施されており、測定結果（平成27年度～令和元年度）は、いずれの年度も環境基準を達成している。

###### ② 大気汚染に係る苦情の発生

大気汚染に係る苦情の発生件数は、平成30年度において真庭市で3件となっている。

###### (3) 騒音・振動の状況

###### ① 道路交通騒音の状況

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の状況は、点的評価が2015年度に1地点、2018年度に1地点行われており、いずれも環境基準に適合している。また、面的評価が2015年度～2018年度に12評価区間で行われており、いずれの評価区間も昼夜ともに環境基準に適合している。

###### ② 振動の状況

「岡山県環境白書」平成28年版～令和2年版によると、真庭市において振動の測定は行われていない。

###### ③ 騒音・振動に係る苦情の発生状況

騒音・振動に係る苦情の発生件数は、平成30年度において真庭市で2件となっている。



### 3.1.2 水環境の状況

#### (1) 水象の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主な河川として、一級河川の旭川、新庄川、月田川等がある。

#### (2) 水質の状況

##### ① 河川の水質の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、平成26年度～平成30年度において旭川（大上橋）、新庄川（大久奈橋）の2地点で水質測定を実施している。

生活環境項目の水質測定結果のうち、旭川の大上橋地点では、平成26年度～平成30年度の大腸菌群数以外の項目で環境基準を達成している。新庄川の大久奈橋地点では、平成30年度の水素イオン濃度（pH）、平成26年度～平成30年度の大腸菌群数以外の項目で環境基準を達成している。

健康項目の水質測定結果については、新庄川の大久奈橋地点で測定を行っており、平成26年度～平成30年度の全ての項目において環境基準を達成している。

##### ② 地下水の水質の状況

平成27年度～令和元年度において、岡山県内の地下水の調査として、概況調査(計31地点)、継続監視調査(計5～8地点)、ダイオキシン類調査(計6地点)が行われているが、対象事業実施区域及びその周囲では測定は行われていない。

##### ③ 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情の発生件数は、平成30年度において真庭市で1件となっている。

#### (3) 水底の底質の状況

平成27年度～令和元年度において、岡山県内の水底の底質の調査として、河川8地点、湖沼2地点、海域3地点の計13地点でダイオキシン類調査が行われているが、対象事業実施区域及びその周囲では測定は行われていない。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

##### ① 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲の土壌の状況は、対象事業実施区域の土壌は主に「褐色森林土壌」であり、対象事業実施区域の中央に「乾性褐色森林土壌」、西側に「多湿黒ボク土壌」の分布が見られる。なお、真庭市において土壌汚染対策法による指定はされていない。

② 土壌汚染の状況

令和元年度において、岡山県内の土壌の調査として、計12地点でダイオキシン類調査が行われており、全て環境基準を達成している。

対象事業実施区域及びその周囲では測定は行われていないが、広域的に汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しており、これまでの測定において環境基準を超過した地点はない。

③ 土地利用履歴

対象事業実施区域は、1999年4月にオープンしたゴルフ場及びその周囲である。

④ 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る苦情の発生件数は、平成30年度において真庭市ではない。

(2) 地盤の状況

① 地盤沈下の状況

真庭市において地盤沈下は確認されていない。

② 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る苦情の発生件数は、平成30年度において真庭市ではない。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地形の状況は、対象事業実施区域及びその周囲は小起伏山地が大部分を占めており、対象事業実施区域の北側には中起伏山地が広がっている。また、対象事業実施区域内の一部には扇状地性低地が分布している。

(2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地質の状況は、主に泥岩、珪岩質岩石、花崗岩質岩石が分布している。また、対象事業実施区域の北西から南東に断層が存在している。

(3) 土地の安定性

対象事業実施区域は概ねゴルフ場敷地内に位置しており、土地の安定性

への影響が生じるような施設は存在しない。

#### (4) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質は、典型地形として「神庭（カンバ）の滝」、自然景観資源は「鬼の穴」「神庭の滝」「玉垂の滝」等が分布している。

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物の生息の状況

##### ① 動物相の概要

##### イ. 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された哺乳類は、ニホンザル、ニホンリス、ニホンモモンガ、ヤマネ、ヌートリア、ニホンノウサギ等23種である。

##### ロ. 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された鳥類は、ヤマドリ、マガン、カイツブリ、キジバト、ゴイサギ、アオサギ、カッコウ、イカルチドリ等123種である。

##### ハ. 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された爬虫類は、ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンスッポン等9種である。

##### ニ. 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された両生類は、ヒダサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンアマガエル、ウシガエル、トノサマガエル等16種である。

##### ホ. 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された昆虫類は、モートンイトトンボ、ニホンカワトンボ、ムカシトンボ、クロサナエ、アキアカネ、コエゾゼミ等215種である。

##### ヘ. 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された魚類は、ニホンウナギ、オイカワ、ウグイ、タモロコ、ドジョウ、ナマズ、アユ、等30種である。

##### ト. 底生動物

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された底生動

物は、マルタニシ、カワニナ、モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ、カワシンジュガイ等20種である。

## ② 重要な種及び注目すべき生息地の状況

対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な種は、哺乳類がカワネズミ、ミズラモグラ、コキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ニホンイタチ等12種、鳥類がヨタカ、ミサゴ、ハチクマ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、ハヤブサ等63種、爬虫類がニホンイシガメ、ニホンスッポン、タカチホヘビの3種、両生類がオオサンショウウオ、アカハライモリ、タゴガエル、モリアオガエル等12種、昆虫類がハイイロボクトウ、カスミハネカ、セアカオサムシ、ウマノオバチ等108種、魚類がドジョウ、アカザ、カジカ等13種、底生動物がカワシンジュガイ、マシジミ、ヌマエビ等7種、の合計218種が確認されている。

「環境アセスメントデータベース」（令和2年10月閲覧、環境省HP）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、クマタカの生息が確認されている。

対象事業実施区域及びその周囲の動物の注目すべき生息地は、鳥獣保護区（神庭の滝自然公園鳥獣保護区）1箇所が分布している。

## (2) 植物の生育の状況

### ① 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲で既存資料により確認された種は、シダ植物がトウゲシバ、スギナ、ウラジロ、シノブ、コタニワタリ等96種、被子植物の離弁花類がバッコヤナギ、ヤマハンノキ、アカガシ、コナラ等168種、合弁花類がヤマツツジ、エゴノキ、ヤチダモ、センブリ、カキドオシ等109種、単子葉植物がオオウバユリ、ヒメシャガ、ススキ、チシマザサ等83種の合計456種である。

### ② 植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲においては、主にコナラ群落（Ⅶ）とスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布し、河川沿いには水田雑草群落や市街地などがみられる。対象事業実施区域には、そのほか、アカマツ群落やゴルフ場・芝地、牧草地などが分布している。

また、植生ごとの植生自然度については、対象事業実施区域内は主に植生自然度4、6、7が優占している。

### ③ 重要な種及び重要な群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な種は、イワデンダ、

ヤマシャクヤク、ズミ、サクラソウ、ヤマホオズキ、フジバカマ、ミクリ、サギソウ等、計65科205種が確認されている。

重要な群落としては、対象事業実施区域及びその周囲では「城山の樹林」及び「神庭の樹林」が特定植物群落に指定されている。また、重要な群落として植生自然度10（ヨシクラス、ツルヨシ群集）及び9（シラカシ群落、ウラジログシ群落、ケヤキ群落（VI））に該当する植生がみられる。

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林は、エノキ、イチョウの3件があるが、対象事業実施区域内に分布する巨樹・巨木林はない。

対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物（植物）は、観音堂のイチョウ、紅葉橋のケグワ等5件があるが、対象事業実施区域内に分布する天然記念物（植物）はない。

### (3) 生態系の状況

対象事業実施区域及びその周囲では、コナラ等の広葉樹、スギ、ヒノキ等の針葉樹、ゴルフ場・芝地等を生産者とし、低次消費者として、チョウ類を始めとした草食性昆虫類や草食性昆虫類を餌とする肉食性昆虫類、これらの昆虫類を餌とするホオジロ、カラ類等の鳥類や、ニホンアマガエル等のカエル類、ニホンノウサギ、ネズミ類等の小型・中型哺乳類が考えられる。さらに、これらを捕食する高次消費者としてはクマタカ、フクロウ、ニホンイタチが挙げられる。また、水域では水生植物や植物プランクトンを生産者として、低次消費者として魚類や底生動物が考えられ、また魚類を捕食する消費者としては、アオサギが考えられる。

## 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### (1) 景観の状況

対象事業実施区域及びその周囲における景観資源は、自然景観資源として、滝の「神庭の滝」、景勝地の「美甘溪谷」、桜の名所の「神代四季桜」、文化的景観資源として、町並みの「勝山町並み保存地区」等が分布している。

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点は、「星山」、「勝山城跡」、「醍醐桜」がある。

### (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及び周囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、「星山」、「旭川・りんくるライン」、「神庭の滝自然公園」等が分布しており、対象事業実施区域内には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

### 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

#### (1) 放射線の量

一般環境中の放射性物質の状況は、岡山県では8箇所のモニタリングポストで空間放射線の常時監視を行っており、最寄りの観測地点「備中県民局新見地域事務所」においては、令和元年度の空間線量率の年平均値は0.051  $\mu\text{Sv/h}$  である。

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口の状況

真庭市における平成27年～令和2年の人口及び世帯数は、人口の男女数及び総数は年々減少傾向がみられ、世帯数は平成29年までは増加していたが、その後、減少傾向がみられる。

#### (2) 産業の状況

##### ① 産業構造及び産業配置

真庭市における平成27年の産業別就業者数は、第1次産業が3,227人、第2次産業が6,275人、第3次産業が13,150人であり、第三次産業の占める割合が高く、その中でも「医療、福祉」と「卸売業、小売業」が高くなっている。

##### ② 農業

真庭市における平成30年の農業産出額は、115億円であり、耕種では「野菜」が、畜産では「乳用牛」が最も多くなっている。

##### ③ 林業

真庭市における平成27年の所有形態別林野面積は、林野面積は65,519 haとなっており、その内訳は私有林が最も多い。

##### ④ 水産業

対象事業実施区域が位置する岡山県では、内水面漁業に関しては令和元年度の漁獲量は285tであり、ふなが216tと多い。

##### ⑤ 商業

真庭市における平成28年の商業の状況は、年間販売額が60,758百万円であった。

##### ⑥ 工業

真庭市における令和元年の工業の状況は、製造品出荷額が11,405,896万円であった。

### 3.2.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用

真庭市の土地利用の状況について、「山林」の面積が最も多くなっている。対象事業実施区域のほとんどが「森林」で占められており、一部に「ゴルフ場」、「田」等が分布している。

#### (2) 土地利用計画

「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の指定状況は、対象事業実施区域に指定区域はない。

「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)第9条に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況は、都市地域は対象事業実施区域の東側半分、農業地域は対象事業実施区域の外縁部分、森林地域は対象事業実施区域のほぼ全域に指定されている。

### 3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における上水道及び簡易水道の水源の状況は、表流水は、天津簡易水道、勝山簡易水道で利用され、地下水は、真庭市上水道では江川浄水場、勝山簡易水道では月田浄水場、月田本浄水場、山上浄水場で利用されている。

#### (2) 漁業による利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況は、旭川、新庄川、月田川(ともに一級河川)に内水面漁業の共同漁業権が設定されている。

#### (3) 工業用水道の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲に工業用水道による取水地点は存在しない。

#### (4) 農業用水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における農業用ため池の状況は、9箇所の農業用ため池が存在する。

### 3.2.4 交通の状況

#### (1) 道路

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路には、一般国道181号、32号新見勝山線、321号神代勝山線等があり、平日昼間12時間の交通量は、一般国道181号（調査単位区間番号10900）で5,733台、一般国道181号（調査単位区間番号10910）で2,072台、321号神代勝山線（調査単位区間番号61750）で1,386台であった。

## (2) 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、対象事業実施区域の南側を、JR 姫新線が通っている。

平成30年度の中国勝山駅の1日あたりの乗車人員数は327人、月田駅は61人であった。

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

#### (1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域最寄りの施設としては、東1.7kmに勝山中学校がある。

#### (2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域の最寄りの集落は、福谷、神代、荒田等であり、対象事業実施区域周囲では、勝山に住宅が集中しており、その他は国道181号等の幹線道路沿いに集落が分布している。

### 3.2.6 下水道の整備状況

真庭市における令和元年度末の下水道普及率は41.0%となっている。

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物

真庭市の平成30年度の一般廃棄物処理の状況は、最終処分量は852t、リサイクル率は30.7%となっている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって政令で定めるものの区域が指定されている。真庭市では一般廃棄物に係るものが4件指定されているが、対象事業実施区域内には存在しない。

#### (2) 産業廃棄物



岡山県の平成30年度の産業廃棄物の状況は、最終処分量が305千tとなっている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって政令で定めるものの区域が指定されているが、真庭市には指定されている区域はない。

#### 4. 環境影響評価項目

事業者が選定した環境影響評価項目は以下のとおり。

なお、放射性物質に係る環境影響評価項目は、特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、事業者は選定していない。

【環境影響評価の項目】

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	時 的 な 影 響 造 成 等 の 施 工 に よ る 一	在	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存	施 設 の 稼 働	
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○	○					
		騒音	騒音	○	○				○	
		振動	振動	○	○					
	水環境	水質	水の濁り			○	○			
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						
			地盤	土地の安定性				○		
その他	反射光					○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○			
	植物		重要な種及び重要な群落			○	○			
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○	○			
			残土			○				

注1) 網掛け■は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「太陽電池発電所別表第五」の参考項目であることを示す。

注2) ○は、環境影響評価項目として選定する項目を示す。

## 5. 事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について

事業者が選定した環境影響評価項目の妥当性について審査した結果は、以下のとおりである。

環境影響評価項目は、「発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）」（以下「発電所アセス省令」という。）第21条第1項第5号に定める太陽電池発電所の環境影響評価の参考項目（以下「参考項目」という。）及び第26条の2第2項に定める放射性物質に係る規定を勘案して選定されており、特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえると概ね妥当なものと考えられる。

### ① 参考項目以外で選定している項目

なし

### ② 追加選定を検討する必要がある項目

なし

## 6. 事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について

事業者が選定した調査、予測及び評価手法の妥当性について特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえて審査を行った結果は、以下のとおりである。

調査及び予測の手法は、発電所アセス省令第23条第1項第4号に定める参考項目に係る参考となる調査及び予測の手法並びに第23条第2項に定める手法の簡略化を基に選定されており、評価の手法は発電所アセス省令第26条に定める評価の手法の選定の留意事項を踏まえたものとなっていることから、概ね妥当なものと考えられる。